

## 大学院修学休業制度等による休業者数の推移

大学院修学休業制度は、公立学校の教員が専修免許状の取得を目的として、国内外の大学院等の課程を履修するため、3年を超えない範囲で休業することができる制度である。

・平成31年4月1日現在、大学院修学休業、自己啓発等休業及びその他の休業を活用した大学院等修学者数の総数は172人（うち、大学院修学休業制度を活用した教員は69人、海外の大学へ修学した教員は28人）。

